



Title	70年大阪万博の招請活動に関する一考察 : 国際共同館構想の成功と私企業招請を巡る課題
Author(s)	加畑, 杏理
Citation	国際公共政策研究. 2022, 26(2), p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86843
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

70年大阪万博の招請活動に関する一考察

—国際共同館構想の成功と私企業招請を巡る課題—*

Invitation Activities for Expo '70

—Their Successes and Challenges—*

加畑杏理**

Anri KAHATA**

投稿論文

初稿受付日 2021年10月6日 採択決定日 2021年12月10日

Abstract

The Japan World Exposition 1970 (Expo '70), which opened in Osaka on March 15, 1970, was the first Expo held in an Asian country. The Expo is recognized as a platform for nations to showcase a desirable image of themselves and raise their prestige. How did Japan try to establish such an image through Expo '70? To address this question, this article focuses on invitation activities, especially the success of the “international place” and the challenge of inviting private organizations. International places were pavilions constructed by Japan and managed by the participating countries. These facilities allowed developing countries to participate freely by removing the cost burden. With the Expo, Japan succeeded in positioning itself as a leader in Asia. Nevertheless, Japan faced difficulties in inviting private organizations, especially private companies. Japan saw resistance from some countries and could not address the issue of private participation. This challenge could have been major setback for Expo '70. The findings of this article provide crucial lessons for holding and participating in such expositions, which remain a strong tool for promoting a country's image.

キーワード : 大阪万博、招請活動、国際共同館、私企業の招請、日本イメージ

Keywords : Expo '70, Invitation activities, International place, Invitation of private companies, Japanese image

* 本稿の執筆にあたり、ご指導を賜りました国際公共政策研究科中嶋啓雄教授に厚く御礼申し上げます。

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

1. はじめに

万国博覧会は1851年にロンドンで開催されて以降、国威発揚や経済振興の重要な場として実施されてきた。加えて、各国それぞれが自国館を持ち、基本的にその設計・展示を各国が担う万国博覧会は、文化外交実施の場とも捉えることができる¹。日本でも明治政府が西洋化を進める中で、アジア特に中国、韓国と日本を区別する有効なツールとして博覧会が用いられた²。その後、日本は戦時下の財政難にあっても莫大な費用を投じて万国博覧会に参加してきた。

1970年（昭和45年）3月15日、大阪・千里丘陵にてアジアで初めての万国博覧会が開催された。「日本万国博覧会」（以下、大阪万博）は、76カ国が参加し、会場330万㎡の敷地には各国、企業、地方公共団体などを中心に、総計116の展示館が建設された。会場には、連日30万人近くの観客が訪れ、入場者総数は9月13日の閉会までに6400万人に及んだ。大阪万博の開催は、1965年に博覧会国際事務局（BIE : Bureau International des Expositions³）の承認により決定したもので、準備期間が5年足らずと十分でない中、開催準備が進められた。この大阪万博の開催は、戦後日本の復興を象徴する意味合いに加え、戦中に開催が決まっていながらも延期となった「紀元2600年日本万国博覧会」以来の万国博覧会開催という日本の長年の思いを実現したものだ⁴。

万国博覧会は、政治経済ひいては社会全体を巻き込む大イベントであることから、その研究も様々な視点から行われている。また、万国博覧会を文化外交実施の場、すなわち望ましい自国イメージ構築の場であると捉え、日本がどのような自国像の提示を試みたのかを明らかにした優れた先行研究も見られるが、これらはいずれも明治期や戦前に日本が参加した万国博覧会に焦点をあてたものである⁵。大阪万博に関する研究も、これに関わった人物らの回想や概説⁶のほか、高度経済成長を象徴する国家事業としての姿に着目した研究⁷、「紀元2600年日本万国博覧会」との連続性を指摘した研究⁸、美術教育や建築学に関連した研究⁹など多くの研究蓄積が見られる。一方で、公式記録や議事録をもとに、大阪万博の開催準備がどのように進められ、どのような動向を経て“戦後最大の外交的勝利（萩原徹駐仏大使、後、万国博覧会政府代表）”と言われる万博の開催に至ったのか、また日本は大阪万博を通

¹ 文化外交の定義は論者により様々である。本稿では、小倉和夫の知見を援用し、文化外交を「自国の国際社会におけるイメージ改善のための国際的広報（一般広報）および文化活動」とする。（小倉和夫「日本の文化外交-回顧と展望」『日本の外交 第5巻 対外政策 課題編』岩波書店、2013年、249頁。）

² Flores Urushima, A. “The 1970 Osaka Expo: Local Planners, National Planning Processes and Mega Events”, *Planning Perspectives* 26(2011), p. 637.

³ BIEは、1928年、フランス・パリで、後述する「国際博覧会に関する条約」の適用を監視するため創設された。現在の加盟国は170カ国にのぼる。

⁴ 紀元2600年日本万国博覧会は、1940年にオリンピックと共に開催が計画されたものである。これは、1890年、1911年にいずれも実現しなかった万国博覧会の開催に次ぐ、いわば三度目の正直として計画されたもので、これまでの奉祝行事の目玉として位置づけられていた。しかし、日中戦争の泥沼化によって物資や経費の不足が深刻となったこと、また国際的な孤立が進行して米英をはじめ先進諸国の参加が見込めなくなったことが原因で開催不能と判断され、1938年7月15日に閣議で「延期」が決定された。（暮沢剛巳『オリンピックと万博-巨大イベントのデザイン史』ちくま新書、2018年、23頁；榎木野衣『戦争と万博』美術出版社、2005年、147頁。）

⁵ 佐野真由子「文化の実像と虚像-万国博覧会に見る日本紹介の歴史」平野健一郎編『国際文化交流の政治経済学』2007年、81-126頁；伊藤真実子『明治日本と万国博覧会』吉川弘文館、2008年；山本佐恵『戦時下の万博と「日本」の表象』森話社、2012年。

⁶ 大阪大学21世紀懐徳堂編『なつかしき未来「大阪万博」-人類は進歩したのか調和したのか』創元社、2012年；平野暁臣『大阪万博-20世紀が夢見た21世紀』小学館クリエイティブ、2014年；平野暁臣『万博の歴史-大阪万博はなぜ最強たり得たのか』小学館クリエイティブ、2016年。

⁷ 川口幸也「戦後日本が夢見た世界-万国博美術展、原始美術、太陽の塔」『万国博覧会と人間の歴史』2015年、648頁。

⁸ 暮沢、前掲書；榎木、前掲書。

⁹ 山田一美「大阪万博以降の美術ジャンル・主題をめぐる論点と図画工作・美術科教育内容への影響」『美術教育学研究』49巻1号、2017年、441-448頁；水野みか子「大阪万博鉄鋼館における『音楽の空間化』の理念と技術について」『日本建築学会計画系論文集』第65巻527号（2000年）、113-120頁；門間光、田路貴浩「京都大学増田友也研究室による日本万国博覧会会場計画（1966）の特徴-西山卯三もしくは丹下健三による会場計画との比較を通して」『日本建築学会計画系論文集』第85巻768号（2020年）、413-423頁；門間光、田路貴浩「京都大学増田友也研究室による日本万国博覧会会場計画の検討過程について」『日本建築学会計画系論文集』第86巻785号（2021年）、2010-2020頁。

してどのような日本の姿の提示を試みたのかを明らかにした研究は管見の限り見られない。

以上を踏まえ、本稿は、財団法人日本万国博覧会協会発行の公式記録及び資料集を主な一次史料として、日本の参加国及び参加団体への招請活動に焦点をあて、招請活動のどのような点が大阪万博の成功を象徴するものとなったのか、あるいは招請活動から準備過程におけるどのような課題が指摘されうるのかを明らかにする。これにより、大阪万博において日本がどのような日本像を示そうとしたのかを明らかにすることが本稿の目的である。

本稿の構成は以下の通りである。まず第 2 章では、戦後万国博覧会の特徴及び大阪万博の開催経緯を明らかにする。続く第 3 章では、招請活動の全体像を明らかにした上で、その成功例と言える国際共同館構想に着目し、同館の設立により示された日本像について検討する。そして、第 4 章では、私企業への招請によって日本が直面した課題を整理することで、示そうとした日本像がどのような影響を受け得たのかを考察する。

2. 戦後万国博覧会の系譜と大阪万博

2.1: テーマ重視の万国博覧会へ

万国博覧会は、1851 年のロンドン万国博覧会に端を発し、イギリス、フランス、アメリカを中心に先進国の国力を示す場として発展してきた。また、戦中の万国博覧会は国威発揚の意味合いが強く、各国のプロパガンダの手段として用いられることが多かった。戦後の万国博覧会は、技術革新により直面した公害、民族間の隔たり、争いなど諸問題が顕在化し、新たな価値を見出す必要性に直面した。こうして、万国博覧会はある一つの考え方に基づいて設計する傾向が強まり、戦前の「見せる万国博覧会」から、テーマを持った「考える万国博覧会」に性格を変えることになった¹⁰。この考える万国博覧会を象徴するのがテーマの設定であり、1958 年に戦後初めて開催されたブリュッセル万国博覧会以降、それまで題目に過ぎなかったテーマが万国博覧会の核に据えられるようになった¹¹。

大阪万博もこのテーマ重視の万国博覧会の系譜を踏襲し、その開催が決定して以降、早々に有識者によるテーマ委員会の立ち上げ、テーマの設定が行われた。そして 1965 年 10 月、大阪万博のテーマが「人類の進歩と調和」に決定した。同テーマは、20 世紀前半の万国博覧会のように、もっぱら技術文明の進歩をうたいあげるのではなく、その進歩がもたらす様々なひずみにも目を向けようとの認識が反映されたもので¹²、科学文明の発展をはじめとした人類の生活の向上を讃えつつも、一方で人類が抱える課題にも目を向ける必要性を指摘したものだ。この人類が抱える課題の一つ、言い換えれば不調和の一つと捉えられたのが、地域間の格差や隔たりであった。このように、第二次世界大戦後、世界が様々な課題に直面する中で、それら課題にも向き合う万国博覧会を開催すること、そしてそれをテーマとして示すこと、これが万国博覧会の新たな主軸となったのである。

2-2: 万国博覧会の招致と開催決定

万国博覧会の開催は、東京オリンピックの開催が決定する中で、紀元 2600 年記念万国博覧会の関係者の間で発議されるようになり、次第に民間有識者にも広まっていた。万国博覧会に関する各種の調査検討は 1963 年から行われていたが¹³、国会で初めて発議されたのは 1964 年 4 月だった。同会に

¹⁰ 日本万国博覧会記念協会『大阪万博公式記録 第 1 巻』1972 年、58 頁。

¹¹ 平野、前掲書（2016 年）、87 頁。なお、万国博覧会において初めてテーマが設定されたのは、1933 年シカゴ万国博覧会である。

¹² 日本万国博覧会記念協会、前掲書、59 頁。

¹³ 通商産業省『日本万国博覧会政府公式記録』1971 年、7 頁。

において、豊田雅孝議員から万国博覧会の開催意思に関する質問が行われたのがはじまりである¹⁴。これに対し、福田一通商産業大臣から、通商局、企業局間で資料収集を行っており、1970年あたりを目途として実現をはかる方向で積極的に推進していきたいとの答弁がなされた¹⁵。また、同年5月に宮沢喜一経済企画庁長官が渡欧した際には、通商産業省（以下、通産省）の山本重信通商局長がBIEを訪問するなど、通産省を中心に万国博覧会の日本開催について検討が進められていた¹⁶。その後、8月21日の閣議にて櫻内義雄通商産業省大臣が「昭和45年に万国博を日本で開催すること」を提案し、政府は直ちに「積極的に検討する」ことを決めた。そして9月通産省企業局内に「国際博覧会調査室」が設置された。こうして通産省を中心に経済的観点から博覧会の誘致に向けた動きが見られたが、万国博覧会を開催するためには「国際博覧会に関する条約」（以下、国際博覧会条約）への批准が必要であった¹⁷。

日本は、1928年にパリで署名された国際博覧会条約に調印していたが、同条約が1948年5月に修正された後は批准をしてこなかった。万国博覧会開催に向け同条約への批准が必須であったため、1964年12月の臨時国会において批准がなされた。そして1965年5月にBIEの理事会に加盟国として初めて出席するに至った。

日本が1970年の博覧会開催を計画していたころ、日本以外の国ではオーストラリア（メルボルン）が1972年に博覧会を開催する計画があることを非公式ながら表明していた。日本政府は閣議で、「大阪国際博覧会準備協議会の開催申請に基づき、国際博覧会条約の開催申請手続きを早急に進める」ことを決め、BIE理事会日本政府代表に島田喜仁通産省企業局長、加川隆明在フランス日本大使館参事官、飯塚史郎同大使館一等書記官の3名を任命した。日本の開催申請が行われた当初、加盟国からは、日本の万国博覧会開催に対して消極的な意見が見られることも予測された。BIEのローガン分類委員会委員長（英国代表）は、モンリオール万国博覧会¹⁸（以下、モンリオール万博）の終了から3年しか経っておらず参加国の出費が多くなること、オーストラリアが今後条約加盟と開催申請を行う可能性が考えられることを理由に、直ちに日本の申請を受理することには問題があると指摘した。これに対して、日本は、モンリオール万博から条約規定上の2年を開けており¹⁹、また他地域であるため問題がなく、日本としては世界と本格的な外交関係を樹立して100年となる70年の開催を希望すること、オーストラリアの申請は仮定の議論であり、日本の正式申請をまず検討してもらいたいと申し出た。この両者の主張に対し、フランス、ニュージーランド、カナダ、スイス、ポルトガルなど各国代表が日本を支持する発言をして、レオン・バレティ BIE 会長も日本と同様の主張をした。最終的にローガン委員長も了解し、BIE理事会で全会一致の下、日本の申請受理が承認された²⁰。

日本がこれらの国々からの支持を得たのは、事前の交渉によるものであった。各国から日本支持の承認を得るため、日本側は、事前に大阪商工会議所専務理事の里井達三良を司令塔に戦略を練ってい

¹⁴ 豊田議員は、同会に先立ち、1964年2月に自由民主党政務調査会商工部会で「国際博覧会の日本開催」を提唱していた。（堺屋太一『堺屋太一が見た 戦後七〇年 七色の日本』朝日新聞出版、2015年、81頁。）なお、同氏は、商工省の閣僚だった1940年に紀元2600年日本万国博覧会の開催に関わった経歴を持ち、日本での万国博覧会の開催を熱心に進めた国会議員であった。

¹⁵ 第46回国会 参議院 商工委員会 第25号。

¹⁶ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、35頁。

¹⁷ 1928年、パリで国際博覧会を制度化する条約を作るべく国際会議が開催された。同会議で、第一次世界大戦の勃発により頓挫していた、国際博覧会に関する条約が制定され、31カ国が調印した。同条約は1931年1月に発効した。（日本万国博覧会記念協会、前掲書、33頁。）

¹⁸ 1967年に開催され、62カ国が参加したモンリオール万国博覧会は、「人間とその世界」というテーマの下、万国博覧会史上初めてテーマ館が設けられた。

¹⁹ 当時の規定では、万国博覧会の開催地は欧州・アフリカ、南北アフリカ、その他という3つに分類されており、万国博覧会の開催は同一国内では15年に一回、同一地域では6年に一回、異なる地域間では2年以上の間隔をおくことが定められていた。

²⁰ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、39-41頁。

た。日本の申請にあたってライバルと考えられたメルボルンは、1956年にオリンピックを開催しており、BIEの区分による地理的分類もその他の地域に属するという点で日本と類似する特徴を有していた。里井を中心に知恵を絞った末に考案されたのは、メルボルンに親しい国、すなわち英連邦の説得をまずもって行うということだった。そこで日本は、羊毛輸出国ニュージーランドに働きかけを行った。繊維工業が盛んだった大阪では、ニュージーランドから羊毛を輸入している企業が見られ、企業からの働きかけがおこなわれた。次に、交渉を行ったのはカナダである。カナダは、1967年の万博開催を決めており、メルボルンに決定した際、英連邦が連続することを説得理由とし、小麦大国カナダから小麦を輸入している企業とともに交渉を進めた。また、イギリスにも使節団を派遣し交渉にあたった²¹。こうした事前の働きかけにより、各国は日本の開催支持を表明したのである。

そして、1965年5月14日、BIEは日本の万国博開催計画を正式に受理した旨を全条約加盟国に通知した。万国博覧会の開催決定は、理事会の受理の後、競合申請の有無を確認するため4ヶ月の開放期間を設けることになっている。通知の後4ヶ月もオーストラリアをはじめ他国からの開催申請はなかった。こうして、日本の万国博覧会開催が決定し、大阪・千里丘陵が開催地となった。

3. 招請活動と国際共同館の構想

3.1 : 積極的な招請活動

万国博覧会は自国で開催する博覧会がいかに魅力的で参加に値するのを含めて他国に参加招請を行う。万国博覧会への招請は、日本と国交のある外国政府に対して行う公式参加招請と、日本と国交のない外国政府に対して行う非公式参加招請に分類された。1966年8月、政府は国際博覧会に関する条約第5条の規定に基づき、日本と国交のある外国政府及び、日本が加盟している国際機関に対して招請を行う旨を閣議決定した。これにより123カ国及び21の国際機関に対する参加招請状を関係在外公館長に訓令した。この招請状には、大阪万博の開催は日本の近代化である明治維新100年を記念するものであるとの認識が記載された。また、招請状の他、石坂泰三日本万国博覧会協会会長メッセージ、一般規則、一般分類表、参加案内、コンストラクション・ガイド、万国博覧会の概要などの資料も添付された²²。

万国博覧会は、質的にも量的にも、回を重ねるにつれて、しだいに発展することが期待されている。アジア最初の万国博覧会を大阪万博の直前に開催されたモンリオール万博以上のものにするためには、欧米諸国のみならず、アジア地域をはじめとする発展途上国を含め、同博覧会の参加国数62を上回る多数の参加を確保することが必要と考えられていた。

大阪万博は、その主務官庁であった通産省の監督下におかれた「財団法人日本万国博覧会協会」（以下、協会）が運営機関としてその開催準備を担った。協会は1965年10月15日に正式に発足し、経団連会長だった石坂が会長に就任した²³。大阪万博開催に関わる事項は協会の常任理事会に報告された。理事会は、11月2日に最初に開催されて以降、様々な案件が審議された。協会は、モンリオール万博を上回る70カ国の参加を目標としていたが、大阪万博はモンリオール万博との間隔が短いことなどが原因で、当初は各国の参加申し出が増えない状況が続いた。1967年、カナダ政府から最初の参加申し込みがあったが、その後7月の時点で参加が確定していたのは、11カ国、1政庁のみであ

²¹ 堺屋太一『地上最大の行事 万国博覧会』光文社新書、2018年、101-103頁。

²² 通商産業省、前掲書、130-131頁。

²³ 副会長には、芦原義重（関西電力社長）、堀田庄三（住友銀行頭取）、永野重雄（富士製鐵社長）、井上五郎（中部電力社長）が就任した。

った。そのため、外国の参加動向の掌握、勸奨活動の強化、在日外国公館に対する働きかけに加え、日本貿易振興会など関係機関を通じて積極的に招請が行われた。

海外に対する参加を多く得るために注力したのが、①政府による博覧会政府代表の派遣、協会役員による相手国政府への訪問、②協会内に創設した渉外専門職であるリエイゾン・オフィサー（渉外担当）制度であった²⁴。関係者の派遣や招請活動については、1966年の石坂会長のヨーロッパ訪問を契機に、協会役員の訪問国数は述べ104カ国、リエイゾン・オフィサーなど協会職員の訪問国数は述べ264カ国にのぼった。加えて、奥村勝蔵博覧会政府代表、その後の萩原徹博覧会政府代表が述べ54カ国を訪問、佐藤栄作総理大臣、菅野和太郎通商産業大臣など閣僚の招請活動も行われた。【資料1】の協会役員の訪問国が示すように、招請活動の主な訪問先は、アジア・アフリカ諸国が中心であった。日本は、アジアで初めての万国博覧会を意義あるものにするために、これまでの万国博覧会を担ってきた欧米以外の国々の参加を強く望んだのである。

【資料1】日本万国博覧会協会役員の招請活動

訪問日程	訪問国
1966年10月	フランス、ドイツ、イタリア、ギリシア、スイス、インド
1967年2月	タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン
6月	メキシコ、ブラジル、アルゼンチン
8-9月	ガーナ、モロッコ
9-10月	ポリビア、トリニダード・トバゴ、ドミニカ、ハイチ、ジャマイカ、キューバ
1968年1月	フィリピン
2月	レバノン、イラク、シリア・アラブ、ジョンダン・ハシエミット、サウジアラビア、クウェート
	チュニジア、アルジェリア、セネガル、象牙海岸、ナイジェリア、コンゴ
	アラブ連合、スーダン、ウガンダ、ケニア、ザンビア、タンザニア、エチオピア、ギリシア
	タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア
6-7月	スペイン、イタリア、パチカン
7月	ネパール、インド、アフガニスタン、パキスタン、セイロン、シンガポール
8-9月	シエラレオネ、リベリア、ケニア、マラウイ、タンザニア
8-10月	チャド、中央アフリカ、コンゴ、ガボン、カメルーン、ブルンジ、ルワンダ、ウガンダ、リビア、中華民国
10月	グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ
10-11月	ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラビア
10-11月	マルタ、セネガル、モーリタニア、上ボルタ、象牙海岸、トーゴ、ダホメ、ニジェール
12月	大韓民国
1969年2月	マレーシア
2-3月	ベネズエラ、ウルグアイ、パラグアイ、パナマ
7-8月	ベネズエラ、バルバドス、トリニダード・トバゴ、ガイアナ、ドミニカ、ハイチ、ジャマイカ

【出典】日本万国博覧会記念協会『大阪万博公式記録 第1巻』1972年、84-85頁をもとに筆者作成。

その他にも日本は多くの参加国を募るべく取り組みを行った。例えば、招請前後に独立したボツワ

²⁴ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、83頁。

ナ、レソト、バルバドス等の諸国に対して、承認後間もなく、閣議決定に基づき招請状が発出された。モンゴルに対しては、承認行為を行なっておらず当初は除外していたが、アジアの国々をできるだけ多く参加させたいという政治的配慮の下、1961年に同国の国連加盟の際に日本がこれを認めた事実をもって同国の承認とみなし、招請すべきかが検討された。そして、1969年7月に日本の国会議員がモンゴルの建国記念祝典に招待されて参加するに際して同国を外交関係のある国と同様に取り扱う方針を決めた²⁵。このように多くの参加を募るべくあらゆる方面への働きかけを行い、積極的に招請活動が行われたが、開会2年前の1968年3月15日時点で参加未定国及び不参加表明国は依然89カ国存在した。そこで、佐藤内閣総理大臣からの親書を持ち、参加勧奨または再考を申し入れることが閣議で決まった²⁶。このような地道な招請活動により、最終的に史上最多となる76カ国の参加が決まったのである。【資料2】

【資料2】 大阪万博 地域別 参加・出展国数

アジア	16	中東	7
アフリカ	13	オセアニア	2
北米	2	中央アメリカ	7
南アメリカ	8	西ヨーロッパ	18
東ヨーロッパ	3		76カ国
国際機関	4 (国連、OECD、EC、アジア開発銀行)	政庁	1 (香港)
アメリカ州	3 (ワシントン・ハワイ・アラスカ)	カナダ州	3 (ケベック、ブリティッシュ・コロンビア、オンタリオ)
アメリカ都市	2 (サンフランシスコ・ロサンゼルス)	ドイツ都市	1 (ミュンヘン)
企業	2		

【出典】川口幸也「戦後日本が夢見た世界-万国博美術展、原始美術、太陽の塔」『万国博覧会と人間の歴史』2015年、648頁。

このような公式参加誘致に加え、外国の州、都市、自治領26、国際団体34、財団4、民間企業48に対して非公式招請が行われた²⁷。州・都市については、アメリカ合衆国8州、7都市、カナダ4州などに非公式参加招請状が送付された。最終的に、アメリカ2州(ワシントン、ハワイ、アラスカ)、1都市(サンフランシスコ、ロサンゼルス)、カナダ3州(ケベック、ブリティッシュ・コロンビア、オンタリオ)が独立参加を決定、その他、ドイツ連邦共和国のミュンヘン市からも参加申し込みを受け、参加が決定した。【資料2】

3.2 : 国際共同館と発展途上国の参加表明

招請活動を巡る日本の動向が功を奏したと言えるのが、国際共同館の構想及び設立だった。大阪万博の参加国は、最終的に76カ国と過去最多にのぼったが、前述のように招請活動をはじめてまもなくは参加表明を行う国の数は多くなかった。その要因の一つが、博覧会参加により生じる資金問題であった。通常、国際博覧会の参加国は、自らの負担においてパビリオンを建設し運営することになり、

²⁵ 日本の招請に対して、モンゴル政府から参加希望の意思表示はなく、最終的に会期中に博覧会視察のためモンゴル代表団が招へいにより来日することになった。

²⁶ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、84-85頁。

²⁷ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、83頁。

その参加にあたっては多額の資金が必要となる。アジア・アフリカ・中南米には、参加資金の十分な捻出が困難な国々が見られた。そこで、国際博覧会条約の規定に従う一方で、できる限り多くの参加国を募りたい日本が独自のアイデアとして進めたのが国際共同館(インターナショナル・プレース)構想であった²⁸。国際共同館は、主催国である日本が参加国に代わり展示館を建設して提供する方法で、モントリオール万博の「アフリカン・プレース」から発想をえたと言われる²⁹。

大阪万博は、アジアで初めて開催されることから、これまでの万博を担ってきた国々のみならず、発展途上国の参加を多く募ることが目標とされた。協会の常任理事会においても、発展途上国の参加を募るための議論が度々行われている。ここでは、発展途上国の参加を招請するため小規模敷地を提供する、スポンサーをつけるなどの方法が提案された。常任理事会の議論では、1967年の第17回常任理事会にて堀田庄三副会長より多様な地域からの参加を募るため、国際館を設置してはどうかとの提案が行われた³⁰。国際共同館に関する提案がなされたのは、管見の限りこの時が初めてである。この提案について、同理事会では特段の議論はなされなかったが、その後、協会主導で構想が以下のようにより具体化することとなる。

国際共同館は、催し物舞台、広場その他の共同施設は協会側の負担で設けられ、参加国の負担は、自国の参加するユニット、パビリオン(筆者注:自国館)の建設・撤去費、展示、維持費であった。これにより展示館建設などの経費が節減でき、多くの国の参加を容易にすることが図られた。その企画・運営方法は、①万国博協会が参加国に代わって展示館を設計・建設する、②幾つかの国の展示館を一つのプレース(筆者注:共同館)に集合させて配置することによって、参加国のスタッフは、博覧会協会が提供する事務室・休憩室・更衣室などを共同して使用できる、③博覧会協会がプレース内の共同建物にプレース・マネージャー以下数人のスタッフを常駐させ、事務や技術面などあらゆる面で参加国に協力するという形式で進められ、参加国の資料に基づいて協会が設計を行った³¹。

このような日本の構想は、1968年5月のBIEの第63回常任理事会にて示された。同会において、分類委員長より、分類委員会においては発展途上国に特別の援助を与えるという考えに対して異論がないことが確認され、この原則は満場一致で承認されたことが報告された。敷地面積の割当てにあたってはある種の平等性-それらの国の経済、人口、領土の規模を考慮に入れた平等性-がこれらの国々の間で尊重されなければならないとの確認がなされた他に、同理事会では懸念は示されず、分類委員会での結論が大変好ましいものであることが確認された³²。

これにより、国際共同館に参加する国は、自国の状況に応じた経費負担が可能となり、アフリカ、中南米など地域グループ毎に国際共同館を建設する計画が立てられた。また、これら地域以外にも参加を希望する国々が見られた。最終的に、【資料3】のように6つの共同館が設けられ、29カ国が参加した。また、日本が提案したこの国際共同館の他、参加国側による共同館建設構想も見られ、スカンジナビア館(5カ国)、RCD館(Regional Cooperation for Development館:3カ国)も設けられた。

²⁸ 同構想が検討された当初は、国際館と呼ばれていたが、第34回常任理事会(1968年8月16日)にて、その名称を国際共同館とする報告がなされている。本稿では、以下、最終的な名称である国際共同館の語を用いる。

²⁹ 通商産業省、前掲書、139頁。

³⁰ 日本万国博覧会協会『日本万国博覧会公式記録 資料集別冊B-5 常任理事会会議録』22-28頁。

³¹ 平野繁臣『国際博覧会歴史事典』内山工房、1999年、264頁。

³² 日本万国博覧会記念協会、前掲書、248頁。

【資料 3】 インターナショナル・プレースと参加国

インターナショナル・プレース 1 A	ウガンダ、ザンビア、ガーナ、タンザニア、ガボン、中央アフリカ、マダガスカル、シエラレオネ
インターナショナル・プレース 1 B	ナイジェリア
インターナショナル・プレース 2 A	ペルー、ウルグアイ、パナマ、ベネズエラ
インターナショナル・プレース 2 B	マルタ、エルサルバドル、ドミニカ、ニカラグア、モーリシャス、コスタリカ、キプロス、エクアドル、モナコ
インターナショナル・プレース 3	ラオス、ネパール、カンボジア、アフガニスタン
インターナショナル・プレース 4	ベトナム、アイルランド、アラブ連合
スカンジナビア館	北欧 5 カ国（デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン）
RCD 館（注 1）	トルコ、パキスタン、イラン

【出典】日本万国博覧会記念協会『大阪万博公式記録 第 1 巻』をもとに筆者作成。

（注 1）RCD 館³³：Regional Cooperation for Development（地域開発共同体）。1964 年 7 月 21 日にイスタンブールで開かれた首脳会議でその設立が決まり、事務局はイランの首都テヘランに置かれた。設立の主旨は、3 カ国が経済、技術、文化の各面で緊密に協力することとされており、建設はトルコ、運営はイラン、撤去はパキスタンが担った。

このような参加招請をへて参加国が増加した。博覧会の参加は経費がハードルとなることが多く、これをいかにクリアするかが課題の一つである。大阪万博においては、国際共同館が参加国拡大の契機となったと言えるだろう。また、国際共同館は、規模の小さな展示館を幾つかまとめて 1 カ所に配置し、設計管理・発注、施工をはじめ完成後の維持管理まで一括して作業することでデザイン面でも経費面でもメリットが高く、ひいては大規模展示館との格差の平常化に繋がったとも言われる。大阪万博の運営プロデューサーを務めた平野繁臣は、

（「人類の進歩と調和」と名付けられた大阪万博は、）大国も発展途上国も誇りを持ってそれぞれの文化を持ちより、様々な交流を通じて相互の理解と協力関係を深めることとなった。従来 of 国際博の場においては、何ら誇るべき新技術の成果も持たずまた財源も乏しいため、参加を見送るか若しくは参加しても陰の方でひっそりと展示していた発展途上国の国々が、インターナショナル・プレースの影響もあって、自信に溢れ胸を張って参加している姿が印象的であった³⁴

（括弧内筆者）

と回想している。国際共同館は、大阪万博のテーマ「人類の進歩と調和」を体現するものであった。アジアで初めて開催された同博で、日本は、戦後の万国博覧会の系譜を踏襲する姿、またアジアを代表する開催国としての姿を示すことに成功したと捉えられよう。

4. 私企業への招請活動

4.1：日本の招請活動と BIE からの警鐘

このような国家の招請と同時に、日本は州、都市また私企業への招請を行なった。国家への招請が

³³ 日本万国博覧会記念協会、前掲書、240-243 頁。

³⁴ 平野、前掲書、265 頁。

1966年9月頃から行われたのに対し、非国家への招請は1967年1月から行われた。この非国家とりわけ私企業への招請が一部の国々特にヨーロッパ諸国から強い懸念を呼ぶこととなる。

招請状の発出について、1966年12月24日、ジャパントイムズに日本の参加招請に関する記事が掲載された。同記事は、「さらに発送される招請状」と題するもので、協会が9月に公式招請を行ない、1967年1月初旬には公式によらない地位での参加招請を行うことを記したものだ。

私企業への招請については、国際博覧会条約に明確な規定はなく、第5条に外国に対する参加招請に関して「外交上の経路を通じて、諸外国政府に対し招請を行うものとする」と定められていた。また、日本万国博覧会一般規則（以下、大阪万博一般規則）第10条には、「公式参加する外国政府等のほか、参加を希望する者は、協会に対して直接参加申込みをしなければならない、ただし、その者の属する国が公式参加している場合は、事前に当該参加国代表の承認を受けなければならない」と規定されていた。これらをいかに解釈するかを巡ってBIE内部でもその見解に多少の差異があった。

BIEの委員会である分類委員会のローガン委員長は、国際博覧会条約の第5条について「外国政府とは通常認め難いような団体に対する招請であっても、必ず外交上の経路を行わなければならないということの意味するものとは思えない。博覧会主催者が自己の好む方法によって民間団体を招請することは全く自由である」との見解を示していた。一方で、BIEのシャロン事務局長は、BIEは、およそ民間団体に対してはその所属政府とは別個に参加を招請することはできないと主張できるとの見解を示していた。ローガン分類委員長は、シャロン事務局長にあてた書簡においてこのような両者の認識の差異を指摘しつつ、「私にはそう（筆者注：シャロン事務局長の指摘のように）は思えないという点において少々異なっております。しかし、私は、実際的な理由から、われわれは、一国の政府は、その国に対して行われた招請の全部について通知を受けなければならないということを目指すべきであると思っている」との見解を示した。非国家への招請や参加であっても対外関係に責任を負うのは政府であり、外交上の経路を通じて政府に対し招請を通知するのが妥当と見解を示したのである。また、非公式に行う招請という表現について、いかなる招請も参加に際しては負担が生じ出費が伴うことや、招請が非公式であってもBIEが定める義務を全く免れることはできないことから主催者が行った招請を非公式とすることは困難であるとの見解も有していた³⁵。

このような認識の差異があったものの、BIEとしては参加国を尊重する姿勢を第一としていた。BIEがあるパリでは、私企業への招請を巡って各国から懸念が上がるのが比較的早い時期に予測されており、在仏大使館から日本へ度々公信が送られていた。1967年3月には以下のようなBIEの勧告が伝えられた。

シャロン事務局長は、分類委員長とも協議のうえ同事務局の意見として、次のとおり勧告した。

- ①Japan timesによれば、日本万国博覧会協会は（中略）民間企業に招待状を送付することを決定した趣であるが、
- ②州、市は、そのStatusがOfficialなものであり、かつ、その参加について、中央政府に責任をもたせる意味合いから、中央政府を経由して発出するようにしてもらいたい。
- ③民間企業に対しては、協会から直接相手企業に招待状を発出するのは自由であるが、この際、同時に当該国政府にその旨を通知することとしていただきたい（一部の国特にスイス、英国、フランス等では、この点神経質で、当該国民間企業の展示館が政府館より立派ではプレステー

³⁵ LOGAN 分類委員会委員長の CHALON 事務局長あて書簡（1967年2月27日付、3月3日付）（日本万国博覧会協会『日本万国博覧会公式記録 資料集別冊 G BIEと日本万国博覧会 -公信・書簡およびBIE議事録』134-137頁。）

ジにかかわるといような感じをもっている由)

④前述①、②、の場合、すでに招待状を発出した国については、当該国出先公館を通じて相手国政府にその旨通知することとしていただきたい³⁶。

この BIE からの勧告は、私企業への招請状であっても当該国政府へ通知を行う必要があり、国家を尊重するということを前提としたものだった。このような勧告を受け、公信には、

各州、県、市、町、村等への招待状発送については、万国博関係協定ないし一般規則等に何ら規定しおらざるところなるも、(a) 従来先例に徴し、(b) 万国博参加にあたっては常に最終的責任を政府代表にもたせるべしとする BIE の考え方を招待時から徹底させる点もあり、わが国において特にこれに反対すべき実質的理由がない限り、本件、シャロン事務局長の勧告どおり措置することしるべしと存ぜられるので、よろしくご措置方願います。

と付け加えられ、BIE の勧告に従うべきとの見解が示された。パリから公信が送られていた時期、私企業への参加招請について協会の常任理事会でも報告が行われている。そこでは、協会が 4 月にアメリカ合衆国の企業 40 およびカナダの企業 5 に対し、公式でない参加招請を発送するというものだった。また、招請状は協会から直接送付するが、所属国政府に対しては招請と併行して外交ルートにより招請先リストを通知することとなっていることが併せて報告された³⁷。このように私企業の招請に関して話題にのぼったものの、パリからの公信についての報告はなされなかった。

4.2 : 各国の反発と日本の対応

公式記録及び理事会議事録で確認する限り、パリからの注意喚起に対する反応が見られない中、1967 年 5 月、第 61 回 BIE 理事会が開催された。そこで、ヨーロッパ諸国の代表から私企業の招請に関する質問が行われ、BIE が日本側に指摘していた懸念が現実のものとなった。

フランス代表は、BIE 規則の原則によれば、博覧会の私的参加の場合、当該国政府が公式に博覧会に参加しているときは、その私企業は当該国の政府代表に従わなければならない、政府代表はテーマが尊重されているか注意しなければならないとの発言を行った。また、ドイツ代表から敷地配分について、政府館の割り当てが中心部と私企業の建築物に囲まれた部分にあてられていることへの懸念が表明され、同様の懸念がヨーロッパ諸国から次々にあがった。ベルギー代表は、政府がテーマを尊重させるために必要な権限を欠き、商業主義的性格をもつ外国私企業の参加に関して BIE 代表が意見を出す余地がなくなり、第 1 種万国博覧会の性格を根本的にゆがめることになるのではないかとの危惧を示した。これらの懸念に対して日本の加川代表は、招請状はシャロン事務局長とも協議を重ねた上で発送されたこと、また、同時に当該政府にも通知していることを説明したが、各国からの十分な理解を得ることができなかった。議論が収束しないことを見て、議長は、6 月の分類委員会にて再度議論する提案を行い、理事会でこれ以上の議論は行われなかった。また、分類委員会に先立ち、日本政府は参加招請を行う国家、公的国際機関、連邦国家（州及び都市）、私的国際機関、私的団体、私企業等のリスト写しを提出することとなった³⁸。

³⁶ 州、市等に対する万国博参加招待状の発送について（1967 年 3 月 7 日 パリ公信）（日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 G、131 頁。）

³⁷ 日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 B-5、61 頁。

³⁸ 日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 G、214-215 頁。

各国の懸念は、私企業の参加により自国の政府館の出展内容が陰るのではないかということ、私企業の出展は商業的要素が強調され見本市とは性格を異にするはずの万国博覧会の性格をゆがめることになるのではないかというものだった。大阪万博は、戦後万国博覧会のテーマ重視の姿勢を継承し、テーマを核に据えることを意図していたにも関わらず、皮肉にもこのような指摘を受けることになったのである。

BIE 理事会でのこのような審議について、早々にフランス・パリから日本へ公信が発せられた。そこには、民間企業及び非政府国際機関に対する招請状の発出に触れたところ、ベルギー、スイス等のヨーロッパ諸国から強い危惧の念が表明され、フランス代表からも同趣旨の発言があったことが記された。各国からの意見として、

- ①商品の陳列のみに熱心で、博覧会がその本来の目的から外れた見本市のごときものになってしまうおそれがあることを指摘し、民間参加は政府館からできるだけ離れた一角に隔離すべき
- ②スイス代表は、小国における大企業は、時として政府に拮抗する勢力を持っており、政府の監督力は、従って、きわめて薄弱たらざるを得ない（ある場合には、大企業は、積極的に政府にその影響力を行使しうる。）ところ、民間企業の参加については、主催者側において厳重にコントロールしてもらいたい

と報告された。そして、

これらの発言に対して、わが方は、（1）招請状の発出にあたっては、当該企業の属する国の政府に外交チャンネルを通じて通報していること、（2）私的参加については、その政府が参加する場合は、政府代表の許可を受け、かつ、その監督下に入るべきこと（一般規則第10条）、（3）参加招請にあたっては、博覧会のテーマ等について十分説明を行い、テーマの趣旨にそった参加を求めること等をあげて説得に努めたが、上記諸国の危惧は以前氷解しなかったもので、議長の裁断により、本件を次回分類委員会において取り上げ、さらに討議することとなった。については、（中略）、分類委員会の開催日時が決定し次第ご報告申し上げるにつき、協会側においても、あらかじめ対策ご検討のうえ、同委員会にしかるべき責任者を派遣するようお取り計らい願いたい³⁹。

と記されていた。この公信では、BIE 理事会での議論とそれに対する各国の懸念が端的に指摘されており、また日本として適切な対応をとることの必要性が強調されている。その後、再びパリから公信が発せられる。そこでは、シャロン事務局長からの“内密”の連絡として、

- （1）①協会が、アメリカ・カナダのみならずヨーロッパの私企業にも招請を発していることについて（招請先リストには、アメリカ・カナダの私企業のみ記載）スイス、ベルギー等の委員から強い危惧が表明されたこと、②モンリオールの日本政府館の展示内容等から判断するに、日本側の万国博覧会に対する考え方は、政府を主体とする伝統的なものより、むしろ過般の *Faire de New York*⁴⁰的なものを指向している傾きがあるのではないかとの疑問も一部代表から出され

³⁹ IV-2 BIE 第61回理事会について（1967年5月18日 パリ公信）（日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊G、132頁。）

⁴⁰ *Faire de New York* とは、1964年から65年にかけて行われたニューヨーク世界博覧会（The 1964/1965 New York World's Fair）のことである。同博は、開催期間が1年以上あったことや1962年のシアトル万国博覧会の開催から期間を空けていなかったこと、また計画段階から商業主義が前面に出たことで、BIEからの承認が得られなかった。BIE非公認であったため、ソ連、イギリス、フ

ている旨、申し越すとともに、③私企業の参加招請は、もちろん合法的なものではあるが、前述の①、②の理由もあり、本問題をあまり多くの国の問題とすることは、日本のためにも好ましいことではないと考えるので、6月29日に予定されている分類委員会での本件討議までは、今後の私企業あて参加招請状の発出を見送ることが望ましいと考える旨示唆するところがあった。

(2) シャロン事務局長によれば、ヨーロッパ諸国は、この問題にきわめて神経質であり、一部では、このような状態では参加に対して前向きな態度はとれないような口吻を持たすものさえある由なので、この際、同事務局長の示唆のとおり、今後の私企業あて招請状発出は一応見送ることとし、6月29日の委員会でわが国の考え方及び立場を十分説明することしかるべしと存ずる⁴¹。

公信は、ヨーロッパ諸国が強い懸念を示しているので、シャロン事務局長が私企業への招請状発出を見送ることを提案したことをも伝えるものだった。その後、6月14日、ローガン分類委員長からの働きかけを伝える以下の公信が再びパリから発せられた。

ローガン委員長は、29日開催の分類委員会の審議に関し、当館加川に対し、9日次の通り語った。

(1) 万国博と国際見本市とは、明確にその性格を異にし、前者は一つのテーマを中心として人類の進歩発展の将来に目を向けるものであるのに対し、後者は、既存の産業、工業製品等の優秀さを展示するものであることは、ご承知のとおりである。従って、大阪博覧会での展示の中心は、(中略)世界に知られた製品の展示ではなくて、人類の進歩と調和とに貢献すべき新しい事柄ないしアイデアの展示であるべきである。しかるに、モントルオール博覧会での日本館における展示状況及び大阪博覧会に対する企業への参加招請等から、日本側当局者の万国博覧会に対する考え方に疑義をいただいている向きが多い。もちろん、日本政府及び博覧会当局者には、前述の考え方につき誤解はないと思うが、29日には、この点を日本側から明確にしておくことが今後無用の混乱を生じさせないために有効かと考える。

(2) 私企業への参加勧誘は合法的なものであり、自分としては何ら異議をはさむものではないが、大阪博覧会がそのテーマを忠実に生かすためには、政府館と私企業館とはその敷地を明確に区別し、その割当にあたっては、政府館を優先させるべきである⁴²。

分類委員会の開催に先立って BIE 側から再三なされたこのような働きかけは、各国の懸念を伝えるもので、日本が事前に対応を検討しておく必要性について警鐘を鳴らしたものであった。これらは BIE からの勧告と捉えることもできるが、一方で委員会での衝突や混乱を避けるため日本に払われた配慮であったとも考えられる。分類委員会での議論に先立ち、このような配慮が図られ日本に適宜公信が発せられていたが、日本の常任理事会では依然、これらに関して話題となることはなかった。そして、6月29日パリで BIE 分類委員会が開催された⁴³。

同委員会の議題は、「日本政府による大阪万国博覧会への参加招請」のみで、参加招請の議論を行うために開催されたものだった。日本からは、飯塚代表、新井真一協会事務局長、日本大使館員が出席した。委員会が始まり、新井事務局長を会場に招く前に、議題に関する各国の考えが表明された。ベ

ランスなどが参加をとりやめた一方、“アメリカ史上最大規模の万博”として積極的に宣伝がなされ約 60 カ国が参加した。

⁴¹ IV-3 私企業への万国博参加招請状の発出 (1967年5月29日 パリ公信) (日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 G、133頁。)

⁴² BIE 分類委員会について (1967年6月14日 パリ公信) (日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 G、140頁。)

⁴³ 以下、分類委員会については、日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊 G、323-329頁。

ルギー代表は、企業が数多く博覧会に参加するとなると、それらは政府参加と同等あるいはそれを圧することにもなりかねず、博覧会の基本的性格を変えてしまうことも懸念されることを強調した。これに対し議長は、3月日本大使館の代表と会談し示していた書簡について触れた。書簡では、条約上も、慣習上も私企業への招請発出に反対している者はおらず、大阪万博一般規則第10条の自国政府代表の承認が必要との条項も保証になっている点が示され、問題は、招請の形式であるとの見解が示されていたという。そして、招請にあたる資料が膨大であることや万国博覧会に係る政府代表が未決定の事情を鑑み、企業の所在する国の政府代表への通告を日本政府に強調したとの経緯が説明された。そしてここでも、真の問題は、商業見本市とならないことだという点が確認された。スイス代表からは、博覧会主催者に対して敷地割りあて、参加国の原産品の展示、直接に参加を招請した私的団体に関する情報共有についての要望が述べられた。また、ポルトガル代表は、参加に関して行使すべき博覧会政府代表の絶対的権限を強調した。BIE理事会での表明と同じく、各国の懸念は、万国博覧会が商業見本市と同様に捉えられることであった。加えて、それ以上に各国にとって重要であったのは、自国を表現する場である万国博覧会に私企業が参加することにより自国政府館が受ける影響であった。

各国のこのような意見が述べられたところで新井事務総長が会場へ招き入れられ、所信表明を朗読した。新井氏は、演説の冒頭で「われわれ日本万国博覧会協会は、アジアで初めて開かれる万国博覧会として歴史的に最も意義のあるものの一つにしたいと考えており、(中略)規則や慣習にのっとっていくつもりである。日本万国博覧会が国際見本市のようなものになりはしないかとの危惧が一部にあるとすれば、これは全くに誤解であって、万国博覧会の本質に徹し、テーマの展開に努力しつつあるわれわれとして、きわめて遺憾である」と述べ、テーマに関して熱心な討議を重ね、テーマを具現化するため会場計画の構成を配慮していること、いかなる見本市的展示をも認めないことを明言した。また、モンテリオールでの日本館の展示内容についても触れ、同展示が商業的だとの批判は、まことに遺憾であったが、日本政府はただちに適切な処置を取ったことにも言及した。その上で、私企業の参加は大阪万博一般規則第10条に規定しており、事前に当該国政府の意見を聞くとともに、招請先のリストを通知するなど、きわめて慎重に取り扱ってきたこと、外国の私企業に対しても、その展示内容が見本市のように商業的にならないよう厳に留意する意向を示した。さらに外国政府館と私企業館とは、その敷地を明確に区分し、敷地割当てにあたっては、外国政府館を優先的に配慮していることにも言及した。この新井事務局長の所信表明に対し、スイスが自国産品の二重使用に対して改めて意見したのを除き、各国から日本の意見が理解できたと次々に好意的な反応がよせられた。

以上の私企業に対する参加招請を巡る動向は、大阪万博の開催準備にあたり日本が直面した課題の一つであったと言えるだろう。日本はより多くの参加を募ることを重視するあまり、BIEとの調整は行っていたものの各国への配慮に欠いた部分があったと言わざるを得ない。また、より重要なのは、BIEや在仏大使館から度々、同件に関する注意喚起が行われていたにも関わらず、大阪万博の意思決定において重要である常任理事会において、この件に関する報告すら行われていなかったことである。理事会会議録をめくると、大阪万博の開催に関する事柄は非常に多岐にわたり、理事会では報告承認のみである議題が見られる。本件に関しては招請状況の報告が行われているにも関わらず、パリからの公信に関する報告が行われた形式は見られなかった。協会の新井事務局長がBIE分類委員会に出席することは出張報告としてなされているが、その理由等々の経緯にも触れられていない⁴⁴。分類委員

⁴⁴ 日本万国博覧会協会、前掲資料集別冊B-5、396頁。なお、同出張中、新井事務局長の辞任が決まったとされており、協会の第20回常任理事会（1967年7月17日）において正式に辞任の手続きが行われている。

会での新井事務局長の所信表明により日本の見解が示され、日本の招請活動を巡る各国の不満は最終的に収束をみたが、現場との連携は十分だったとは言えず、アジア初の万博の成功を掲げた日本のイメージを損なう事態になり得た事例だったと考えられる。

5. おわりに

本稿は、大阪万博における日本の招請活動に焦点をあて、招請活動を通して日本がどのような日本像の提示を試みたのかを考察した。日本は国際共同館という初めての試みを実現したことで、資金面で参加に消極的にならざるを得なかった発展途上国の招請に成功した。このことは、参加国数の増加のみならず、「人類の進歩と調和」というテーマの下、アジアで初めて開催された万国博覧会を象徴するものであった。一方で、多くの参加を望むあまり、私企業への招請活動を巡ってヨーロッパ諸国が懸念を抱くことになった。日本は、事前調整を行なっていたにも関わらず、私企業参加にあたり想定される事態への予測が十分でなかった。また同件を巡っては、議論の現場であるパリから度々報告が行われていたにも関わらず、日本での対応は十分であったとは言い難い。

BIEでの議論で見られたように、戦後の万国博覧会は、経済的側面からの脱却を図ろうとしたものであった。日本もこの点を認識し戦後の万国博覧会の特徴を踏襲する見解を示していたものの、招請活動においては、多くの参加という数を重視する姿勢を見せることになった。このことは、これまで参加が難しかった国々の参加を助けた一方で、日本が万国博覧会にあつて国家以外の招請にも重点をおいているという印象、ひいては経済的観点から万国博覧会を捉えているという印象を他国に与えることにもなったのである。最終的にBIE分類委員会での議論を経て事態は収束するものの、大阪万博の開催に大きな傷を残し、アジア初の万国博覧会を牽引する日本というイメージを損なう事態となり得たのではないだろうか。これら大阪万博の招請活動を巡る成功と課題は、万国博覧会を自国イメージ構築の場と捉え、今後、望ましい自国像の表現を試みる際に示唆を与えるものだと言えるだろう。